

市民と福祉をむすぶ

かけはし

 第193号
2020年7月

■編集発行／社会福祉法人養父市社会福祉協議会 〒667-0022 養父市八鹿町下網場320（地域交流センター「福祉の杜」）
令和2年7月15日発行 ■電話 (079) 662-0160 ■FAX (079) 662-0161 ■E-Mail :info@yabu-shakyo.jp
■ホームページ <http://www.yabu-shakyo.jp/>

伊佐校区自治協議会



住民の憩いの場

土曜朝市、ふれあい喫茶を再開



▲感染拡大防止のため、参加者同士の間隔をあけたり、コーヒーを飲む時以外はマスクを着用したりするなど運営者と参加者が共に気をつけながら喫茶も再開しました

▶朝市の再開を心待ちにしていたみなさんは、「かごを片手に」「これ安いなあ」「上手に作つとんさるわ」となどと声をはずませていました（＝6月27日、伊佐ふれあい俱楽部）

緊急事態宣言の解除後、養父市内でも徐々に地域の活動が再開しています。伊佐校区自治協議会では、毎週火・金曜日に行っていたふれあい喫茶を住民からの強い要望もあり6月5日から、27日には地域住民や商店が農産物など販売する「ふれあい土曜朝市」（毎月最終土曜日）が4か月ぶりに再開しました。当日は多くの住民が来場し、土曜朝市（毎月最終土曜日）が4か月ぶりに再開しました。朝市は大盛況。また併設される喫茶には朝市に訪れた人だけでなく、馴染みの人との会話やコーヒーを楽しみに参加する人が多くいました。

参加者は「今日、朝市が再開すると聞いて予定を変更してみんなと一緒にきたんや」「みんなとなかなか話ができるなくて寂しかったけど、こうやって元気そうな顔みてほつとしたわ」など色々な会話が飛び交い、「3密は避けても絆の密は大切にせんとね」と笑い声が響きました。

福祉目標「だれもがつながり

ささえあういのち輝くまちづくり

～オール養父市で未来へ～をすすめる

6月16日の評議員会（※書面表決）で、令和元年度の事業と決算が承認されました。

改元による新時代の幕開けから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対応に終わった令和元年度。養父市社会福祉協議会では、「第3次地域福祉推進計画」の初年度にあたり、地域住民やボランティア、行政、関係機関、企業等と連携して事業を行いました。新しく取り組んだ主な事業を紹介します。



▲視覚障がい当事者の生活の工夫や、朗読ボランティアの活動などの話を聞き、理解を深めました（=令和元年11月30日、養父市立ビバホール）

「ありがとう養父市社協15周年 しあわせフェスタ2019」の開催

昨年11月に開催した「しあわせフェスタ2019」（養父市ボランティア・市民活動センター共催）では、「見えない・見えにくい人の暮らしにふれる」をテーマに、視覚障がいについて考えました。

参加者からは「『視覚障がい』

と聞くと、点字や全く見えないことをイメージしていたが、それだけではない様々なことが分かった。

まずは知ることから理解が始まり、自分ができることにつながると思った」と感想が寄せられました。

やむなく返品となつた商品の一部を生活困窮者などに提供する「フードバンク事業」を生活協同組合「オープニ」などと連携して、7月に開始しました。

支援を必要とする世帯へ緊急的に食料を提供したり、地域のこども食堂やサロンなどに配分したりして「食の助け合い」と「食品口座の削減」に取り組みました。

「オープニ」と連携した 「フードバンク」活動の実施

「福祉学習ボランティア 養成講座」の開催

福祉や人権、共生社会についての理解を深め、地域や学校で、ともに学び合う福祉学習をすすめていく人材を養成することを目的に、「福祉学習ボランティア養成講座」（全4回講座）を初開催し、15人が修了しました。修了生は、小学校や中学校、また地域で車いす体験やアイマスク体験などの福祉学習をサポートするボランティアとして活躍が期待されます。

兵庫県「防災と福祉の連携促進モデル事業」の実施

高齢者や障がい者などの要援護者が、災害時にどのように避難するのかを、ケアマネジャーや相談支援専門員が地域住民とともに協議し計画する兵庫県のモデル事業に取り組みました。

関宮地域の八木谷区をモデル地区として、要援護者を自宅から指定緊急避難場所の公会堂まで避難させる訓練を11月に行いました。

訓練にあたり、事前準備としての打ち合わせ、当事者への聞き取り調査、地域住民との調整会議などを、行政の社会福祉課、防災安全課と社協が一緒になつてすすめることができました。



▲養父小学校の協力のもと、実際の福祉学習に参加する形で講座を行いました

令和元年度 決算報告 (事業活動計算書)

(自 平成31年4月1日)

至 令和2年3月31日)

収益(収入)の部

(単位:円)

勘定科目	決算額
会費収益	10,360,000
寄附金収益	3,537,251
経常経費補助金収益	39,271,123
受託金収益	52,263,200
事業収益	11,030,852
介護保険事業収益	304,865,607
障害福祉サービス等事業収益	15,387,215
その他の収益	2,579,189
受取利息配当金収益	21,717
その他のサービス活動外収益	268,391
収益(収入)合計	439,584,545

費用(支出)の部

(単位:円)

勘定科目	決算額
人件費	339,313,705
事業費	61,184,249
事務費	41,725,211
分担金費用	183,000
助成金費用	5,303,500
負担金費用	17,000
減価償却費	8,864,042
国庫補助金等特別積立金取崩額	△371,665
その他の費用	135,930
支払利息	255,275
その他のサービス活動外費用	5,790
固定資産売却損・処分損	1,533,215
費用(支出)合計	458,149,252
当期収支差額	△18,564,707

【収益(収入)の部】 主要な科目を前年度と比較すると、経常経費補助金収益(第3次地域福祉推進計画遂行にかかる市補助金の増加)1,391万6,331円増、障害福祉サービス等事業収益171万8,095円増となった一方、寄附金収益100万2,997円減、介護保険事業収益808万1,815円減で大きく減額となりました。

【費用(支出)の部】 事業費、事務費の削減(LED工事による水道光熱費の減など)に努め、平成30年度と比べて364万1,776円の支出を抑制しました。人件費は317万8,801円の増額となりました。

【決算のまとめ】 当期活動増減差額は1,856万4,707円の赤字となりました。支出費用は抑えていますが、収入減少に歯止めがかからず、厳しい経営状態となっています。役職員が一緒になって事業の見直しや経費削減により一層努めてまいります。

評議員・支部運営委員

交代のお知らせ

令和2年に養父市社会福祉協議会の評議員・支部運営委員で役員の交代がありましたので紹介します。(敬称略)

評議員

旧評議員	新評議員
中尾 進	藤原 強
小畠 逸雄	三方 正志
西谷 真一	山下 茂翁
(任期：令和2年3月5日～令和3年6月定期評議員会締結まで)	(任期：令和2年6月5日～令和3年6月定期評議員会締結まで)

支部運営委員	旧委員	新委員
石田 譲	田村 優	橋本八代美
白岩 五郎	津谷喜代春	西谷 亮一
西垣 春枝	西垣 光生	若松 昭彦
藤本 好則	白岩 五郎	西垣 春枝
藤岡 勝子	津谷喜代春	西谷 亮一
森崎 司	西垣 春枝	若松 昭彦
北尾 咲子	白岩 五郎	西谷 亮一
西村 美鈴	西垣 春枝	若松 昭彦
小川 宏昭	西村 美鈴	西谷 亮一
岡 節子	小川 宏昭	若松 昭彦

3年6月定期評議員会締結まで

任期：令和2年6月1日～令和4年5月31日

福祉総合相談員の紹介

結婚相談員

氏名	行政区
高岡けい子	大森
川角 範子	小山
松田 穆子	小城
田村 光枝	森
近藤穂津子	筏
西川三喜子	宮垣
福井 勝子	関宮
濱田 房子	関宮

氏名	行政区
上田 力	下八木
橋本千賀代	馬瀬
高階 博	能座
正垣 敏雄	十二所一
井上恵美子	由良
上口 裕美	おうみ
米田 渡	小路頃
佐野 静子	大谷

任期：令和2年6月1日～令和4年5月31日

養父市ボランティア・市民活動センター運営委員の紹介

1日に就任した運営委員を紹介します。(敬称略)

氏名	行政区
山田 稔	天子
宿南 安枝	寄宮
田村 和子	坂本
片岡なつ子	上箇
西垣 春枝	三谷
藤本 好則	口米地
藤岡 勝子	宮垣
森崎 司	明延
北尾 咲子	大屋市場
西村 美鈴	葛畠
小川 宏昭	和多田
岡 節子	別宮

任期：令和2年6月1日～令和4年5月31日

第193号 かけはし ③

読者の声 いつもかけはしを見ています。今はコロナで大変な時期ですが、マスクやペットボトルのお茶等を寄付されていることを知りました。こんなときこそみんなで支え合って乗り越えていきたいですね。(養父地域 女性 57歳)



長島 敏行さん
(小城区)

上野で新聞販売店を始め
て、4年目を迎えました。
養父から大屋までの広範囲
に新聞をお届けしています。
仕事を通して地域貢献で
きればと、近大付属富岡高
等学校や大屋中学校、建屋
小学校で新聞を使った授業
をさせていただきました。
最近は、「しまんと新聞
ばつぐ作り」の講習会を開
き、地域の方と交流を深め
ています。

今月の かけはしさん

 善意銀行だより

令和2年5月16日（令和2年6月15日）（敬称略）
預託者のご了承をいただいたの方のみ寄附金額を掲載しています
養父市善意銀行へ寄附金の預託をされた方は寄附金控除を受けられる場合があります
詳しくは事務所までお問い合わせください。



善意銀行だより

「…」おめでとうございます。

★前回の答えは
「白瀬」でした

■ 養父市八鹿町下網場320

正解者の中から抽選で3名様に
クオカードを贈ります。

一魚刀

漢字2文字の言葉を作つてね。
■ヒント 4ページ・まだまだ(女)で
きませんがようやく。

分割 パズルでふくじ

ウオカーデが当たる!

第193号 かけはし ⑤

読者の声 養父市善意銀行のしくみと預託された善意の活用について紹介があり、多岐にわたって地域に還元されているのはうれしいことだと感じました。（関宮地域 女性 38歳）

総合相談所のご案内

いずれも相談無料

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため予定が変更になる場合があります。

心配ごと相談・結婚相談 13:30~16:00

身の回りの困りごとや結婚に関する相談はありませんか?

- ◆ 7月 24日(金) スポーツの日のため休み
- ◆ 8月 7日(金) 地域交流センター「福祉の杜」
- ◆ 8月 14日(金) 社協養父支部
- ◆ 8月 21日(金) 大屋保健センター

◆WE L(うえる)♥縁(えん)♥友(とも)♥婚(こん)

※毎月第2・第4日曜日に開設する結婚相談(無料)

■日時 8月 9日(日)、23日(日) 13:30~16:00

■場所 ウエルシア養父上箇店「ウエルカフェ」

弁護士による無料法律相談 13:30~16:30

先着6人の予約制となっていますので、事前に電話でお申し込みください。

- 期 日 令和2年9月16日(水)
- 場 所 大屋保健センター
- 相 談 時 間 1人30分程度
- 申込先 養父市社協本部 ☎079-662-0160

くらしの法律相談 8:30~17:00

消費者被害や訴訟問題、成年後見制度、日常生活自立支援事業などの相談を社協窓口で受け、担当弁護士に伝えて問題解決のお手伝いをします。

相談は、毎週月～金曜日までの常時、本部及び各支部で受付けています。

教えて弁護士さん!

第108回 「祭祀承継と相続について」

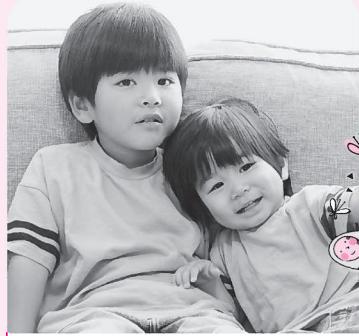
Q 先日、私の父が亡くなりました。私は、これまで父と同居して父の身の回りの世話をきてきましたので、今後の墓守も私がしようと思っています。

このため、墓守に係る費用を上乗せして遺産分割をしようと、相続人である私の弟に相談したところ、弟は長男である私が墓守をするのは当然であり、相続財産を多めに渡すのはおかしい、といつて譲りません。

私としては、墓守をするのにも費用がかかりますので、その分相続財産を多めに分けてもらうのが当然だと思うのですが、間違っているのでしょうか。

A お墓を維持したり祭祀を執り行ったりするためには費用がかかりますので、その分を予め相続財産から受け取っておきたいというお気持ちもわかります。

しかし、民法の規定では、相続を受けることと、祭祀承継を行うことは別に考えられており、今後祭祀承継を行うこととなった者に対して相続財産を多く渡すということは、法的には決められていないのです。これは、お墓などの祭祀財産を相続財産と同様に相続人で分割して取得することになると、祭祀の承継がで



岸 ゆうり 佑吏ちゃん 5歳1ヶ月(左)
島 咲吏ちゃん 1歳11ヶ月(右)
(関宮・兄弟)



まさとし
お母さんの有貴さん、お父さんの正俊さんに
聞きました♪♪

◆名前はどのようにつけましたか?

人を助けることのできる思いやりのある人に、周りの人を笑顔にすることのできる朗らかな人になって欲しいと願いを込めてつけました。

◆今、興味をもっていることはなんですか?

とにかく二人とも車が大好きです。兄は自転車に乗ったり、蛙を捕まえたり、弟は曲に合わせて歌ったり踊ったりすることも大好きです。

◆ご両親から一言メッセージ

兄弟いつまでも仲良く、元気いっぱい笑顔いっぱいたくさん遊んで楽しく過ごそうね!

きなくなる恐れがあるためです。このため、仮に相続放棄をした場合であっても、祭祀承継を受けることができ、葬儀費用の支払い義務も相続放棄によっても無くなりません。

では、祭祀を承継する者はどのようにして決まるのか、ですが、まずは亡くなった本人が遺言書等で指定していれば、それに従うことになります。この指定は、相続の順位や相続人であるかどうかにかかわらず、指定することができます。

もし、指定されていない場合は、その地域の慣習によって決まり、慣習がなければ家庭裁判所が決めることになっています。相続人の間で決めるこどもできそうですが、民法上の規定はなく、慣習において相続人が決めることができると考えられれば、相続人で決められるのではないでしょうか。

したがって、ご相談のケースですが、お父様からの指定が無いのであれば慣習によって決めることになり、長男が祭祀を承継するという慣習が無い限り、長男が当然に祭祀を承継することにはなりません。弟様との間で祭祀を承継する者を決めて頂くことになりますが、当然に相続財産から祭祀にかかる費用を受け取れるわけではなく、あくまで弟様との協議によることになります。

SIN法律労務事務所 弁護士 福島 健太



この広報紙は共同募金配分金が使われています。